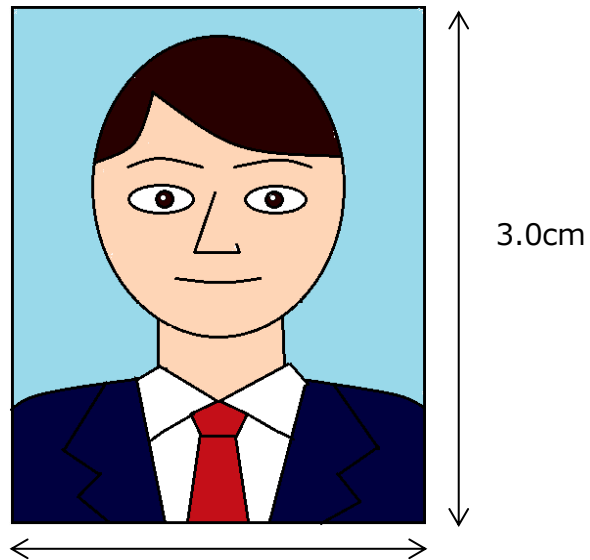


免許用写真の規格について

免許用写真とは

- ・申請前 6 ヶ月以内に撮影
- ・無帽
- ・無背景（単色）
- ・正面
- ・上三分身（おおむね胸から上）
- ・縦の長さ 3.0 cm
- ・横の長さ 2.4 cm

という要件を満たすものをいいます。



規格に合わない写真とは

- ・写真が不鮮明、変色、傷、汚れ等がある
- ・口を開けている、目を閉じている、笑顔、泣き顔等
- ・極端に顔だけが大きく写っている（または小さく写っている）
- ・画質が明るすぎる（または暗すぎる）
- ・無背景でも背景の色が極端な原色のもの（赤、黒等）
- ・眼鏡のレンズが反射して目が写っていない
- ・色付きの眼鏡（サングラス等）で目が識別できない
- ・前髪で目が隠れている
- ・顔に影がある
- ・衣類で顔（の一部）が隠れている
- ・手（の一部）が写っている
- ・合成写真または写真を加工修正している
- ・カラーコンタクトで眼の色が違っている
- ・写真専用紙で印刷していない

等をいいます。

※持参した写真が規格に合わない場合は、規格に合う写真を再度持参していただくか、総合交通安全センターや警察署の受付場所で直接撮影することになります。

※写真撮影時の帽子等着用について

宗教上又は病気治療中等の理由がある場合は、医療用の帽子やバンダナ等を着用することも可能です。

顔の輪郭がわからない、つばが大きい等個人識別が困難と認められる場合は着用をご遠慮いただくことがありますので、不安がある方は個別にお問い合わせください。

